

◇給与支払報告書を書くときの注意点

①控除対象扶養親族の記載例

扶養親族が花子(妻)40歳、一郎(子)16歳、次郎(子)10歳、とし子(母)70歳、全員と同居している場合

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給料・賞与	380,000			
(扶養)控除対象配偶者の有無等	控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	16歳未満扶養親族の数	障害者の数(本人を除く。)
老人	特定	老人	その他	特別
有	1	1	1	1
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
花子	とし子	一郎	次郎	
扶養親族の名前と個人番号(マイナンバー)を記載して下さい				
配偶者	氏名	北上市 花子	個人番号	123456789012
1	氏名	北上市 とし子	個人番号	111111111111
2	氏名	北上市 一郎	個人番号	222222222222
3	氏名		個人番号	
4	氏名		個人番号	

注意点

- ・扶養親族の年齢は令和3年12月31日時点で判定します。
- ・とし子(母)は70歳以上のため、「控除対象扶養親族の数」の「老人・人」に人数を記載し、同居である「老人・人」にも人数を記載。
- ・16歳未満の扶養親族について、住民税の非課税判定等に影響します。忘れずに記載して下さい。

②前職分を含めて年末調整した場合の記載例

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
前職支払者	北上市芳町1番1号	(株)〇〇商事	
支払金額	606,475円	社会保険料	81,647円
		源泉徴収税額	
前職分を含めて年末調整した場合は、「摘要」欄に前職分の給与支払者の所在地、名称、支払金額、社会保険料、源泉徴収税額を記載します。			
※記載が無い場合、支払額が二重に加算されて課税されるおそれがあります。			

③生命保険料等の金額の記載例

支払った生命保険料等が、新生命保険料60,533円、旧生命保険料150,300円、旧個人年金保険料142,992円、介護医療保険料17,930円の場合(新個人年金保険料はなし)

配偶者	老人	控除の額	特定	障害者の数	特別	その他	親族の数
有	有	1	1	1	1	1	1
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
	117,930						
各生命保険料等の支払額を記載 ※記載が無い場合、住民税が正しく計算されないおそれがあります。							
新生命保険料の金額	60,533	旧生命保険料の金額	150,30	介護医療保険料の金額	17,930	新個人年金保険料の金額	
旧個人年金保険料の金額						142,99	

④その他の注意点

- ・受給者の氏名、住所、生年月日、個人番号(マイナンバー)は必ず記入して下さい。(生年月日を書く欄は給与支払報告書の右下にあります。)
- ・受給者の住所の欄は、令和4年1月1日時点での住所を記入して下さい。
- ・住宅借入金等特別控除を受ける場合は、「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」を記載して下さい。(記載する欄は給与支払報告書の中央にあります。「住宅借入金等特別控除の額」の記載欄と離れているので、見落とさないようにお願いします。)